市民の皆様へ

更生保護法人新潟県保護観察協会 佐渡地区事務局 佐渡地区保護司会長 北見 巌

令和7年度「愛の協力運動」(新潟県保護観察協会)へのご協力(協力金)のお願い

毎年7月を強調月間として全国一斉に行われております、法務省主唱の"社会を明るくする運動"は、地域住民の理解と協力により、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を助け、犯罪のない明るい地域社会をつくろうと実施されるもので、本年で75回を迎えました。

ここ佐渡市でも推進委員長(市長 渡辺竜五)を中心に、市内各所でこの運動が展開されますが、更生保護法人新潟県保護観察協会では、本運動に合わせて「愛の協力運動」(新潟県保護観察協会)へのご協力をお願いしております。

皆さまに納めていただいた協力金は、"社会を明るくする運動"をはじめとした犯罪予防活動や罪を犯した人たちの立ち直りを援助する活動を行っている保護司会、更生保護施設や民間ボランティア団体を援助するなどして犯罪、非行のない地域づくりに活用させていただいております。

協力金を納めていただくことは、強制ではなく任意となっておりますが、趣旨にご賛同いただき、本年もこれまでどおりのご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

(1)募集期間 令和7年10月10日(金) ~ 令和7年10月31日(金)

(2)協力金 1世帯 100円を目安にお願いいたします。

※あくまで任意のお願いであり、強制するものではありません。

(3) 募集方法 配布された封筒によりお願いいたします。集落長(常会長・班長)か

ら取りまとめていただき、10月31日(金)までに、畑野行政サービス

センターにお届けいただくことになっています。

また、個人で直接畑野行政サービスセンターまでお届けいただける

方も10月31日(金)までにお願いいたします。

(4) 問い合わせ 佐渡地区保護司会 電話:57-4567

畑野行政サービスセンター 電話:66-3111(担当 中川・金子)

新潟県保護観察協会の事業のあらまし

◇更生保護とは

犯罪や非行から社会を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、単に取り締まりを強化したり、 罪を犯した人たちを罰するだけでは十分ではありません。犯罪や非行を繰り返さないよう立ち直りを 図ったり、犯罪を未然に防ぐ働きかけが必要となります。更生保護とは、このように犯罪や非行に 陥った人たちの立ち直りを援助したり、犯罪予防のための様々な活動を行うことを言います。

更生保護法人新潟県保護観察協会は、昭和34年3月法務大臣の認可を得て設立された法人で新潟 県内の更生保護に従事・協力する保護司、更生保護女性会、BBS会等の民間ボランティアや更生保 護施設に活動資金の助成などし,更生保護事業の充実と発展を助け,犯罪や非行のない明るい社会の 実現に寄与することを目的としています。主な事業として、次のようなものがあります。



保護司会活動への助成

保護司は、法務大臣に委嘱された無給・ 非常勤の国家公務員です。保護観察官と 協働して犯罪者や非行少年の指導にあ たります。

機関誌「新潟保護観 察」の発行

- 更生保護大会の開催
- 関係機関・団体との連絡 協議会の開催
- 更生保護団体の連絡協調



更生保護施設への助成

更生保護施設は、刑務所等から釈放された人に対して 宿泊や食事の面倒をみたり、就業の援助や生活指導そ の他の保護をして立ち直りを援助しています。

保護観察対象者等の援護

保護観察中の者の応急な生活援助として金品等の給与 を行います。

更生保護に関する調査研究

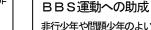
更生保護法人 新潟県保護観察協会 理事長 花 角 英 世

協力雇用主への助成

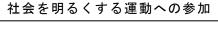
犯罪や非行歴のある人たちをよく 理解して積極的に雇用し、更生に 協力しています。

更生保護女性会への助成

女性の立場、母親の立場から更生保護に協力し犯罪や非 行のない社会を実現しようとする有志女性のボランテ ィア団体です。



非行少年や問題少年のよい友達となり兄 や姉の立場から少年の立ち直りを助ける とともに非行防止活動等を行う青年のボ ランティア団体です。



社会を明るくする運動とは、犯罪予防活動のひとつとして毎年法務省が 主唱して行われる運動です。すべての国民が罪を犯したり非行に陥った少 年の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪 や非行のない明るい社会を築こうとする運動で、毎年7月を強調月間とし て全国各地で様々な運動が展開されます。

"社会を明るくする運動"

【犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ】

"社会を明るくする運動"の行事







